

競売物件の入札には

入札書ごとに下記の書面が必要です。

● 暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人とも）

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
- ・ 記載に不備があると、入札が無効になることがあります。
- ・ 提出後に訂正することはできません。

※ 「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

※ 個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。

● 個人の場合 **住民票** ● 法人の場合 **資格証明書**

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
- ・ 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。
- ・ 入札する日において発行から3か月以内のものをご提出ください。

● 宅地建物取引業者の場合 **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・ 有効期限内のものをご提出ください。

※ 買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者（「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」）がある場合は、別紙として「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。（個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 石原 郁也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 18 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 25 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 1 日 午前 10 時 00 分 場 所 大津地方裁判所彦根支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 大津地方裁判所彦根支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 8 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

2 ページ



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 |
| | 地 番 | 380 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 366.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 380 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 380 番 1 の 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 95.72 平方メートル
2 階 57.71 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 6 月 26 日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 石原 郁也

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

東側隣地及び南側道路との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 |
| | 地 番 | 380 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 366.94 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 380 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 380 番 1 の 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 95.72 平方メートル
2 階 57.71 平方メートル |

令和7年(ケ)第10号
令和7年3月28日受理
令和7年5月14日提出

現況調査報告書

大津地方裁判所彦根支部

執行官 山下 洋 介

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 |
| | 地 番 | 380番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 366.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條380番地1 |
| | 家屋 番号 | 380番1の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 95.72平方メートル
2階 57.71平方メートル |



10

そ の 他 の 事 項

1 表札等

目的建物の門柱に所有者の名字が表示された表札が設置されていた。

2 目的土地の状況等

(1) 目的土地の図面関係

目的土地の図面は別紙のとおりであり、同図面は地図に準ずる図面（旧土地台帳附属地図）である。
法務局での調査によると地積測量図は存しないとのことであった。

(2) 目的土地の形状等

ア

上記図面、建物図面、東近江市役所資産税課の地番図、建築概要書添付図面及び現地の境界明示物（塀や、道路との境等）を参考に現地で目的土地を立入可能な範囲で簡易計測したところ、目的土地の面積は登記面積より約1割程度少ないように思われた。

イ

北側に1か所境界杭が存したものの、その他に境界標等が見受けられなかった。

東側は別紙写真6及び10のとおり、隣地との境界が不明確な状態となっており、南側道路との境界についても不明確な部分が存する。

ウ

このため、目的土地の正確な面積、境界等を確定するには専門家による測量等の調査が必要である。

(3) 目的土地の利用状況

物件1土地は物件2建物の敷地等として利用されている。

(4) 物件1土地の接面道路について

北西側で現況幅員約3.6メートルの道路に概ね等高に接しており、同道路は建築基準法42条2項道路に指定されている。

南西側で現況幅員約1.5メートルの道路（法外道路）に概ね等高に接している。

3 目的建物の状況等

(1) 目的建物の形状及び間取り等

目的建物の形状及び間取り等は、概ね別紙の建物図面及び別紙の間取図のとおりである。

(2) 目的建物の利用状況等

目的建物は所有者の居宅（空き家）として利用されている。

(3) 目的建物の維持管理等

目視で確認できる範囲では、リビングの内壁に剥がれ等の損傷が存するほかは、概ね経年相当の劣化が存するのみであり通常の維持管理はなされているように思われた。

(4) その他

目的建物の屋根にソーラーパネルが設置されていた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 目的物件は私と家族の居宅として使用していましたが、現在は退去しており、居住していません。 2 動産類については一部を持ち出しましたが、全てを運び出し切れていないため、目的建物内にはまだ動産類が多数置いたままになっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月8日(火) 14:10-14:25	大津地方法務局	登記事項証明書、図面等交付請求
令和7年4月11日 (金) 11:10-11:25	東近江市役所 資産税課 建築指導課	地番図、建物図面交付請求 目的土地の接道確認
令和7年4月11日(金) 11:50-12:20	物件所在地	目的物件の所在確認、占有状況等確認
令和7年4月16日 (水) 14:40-14:55	当庁	所有者から事情聴取(電話)
令和7年4月21日 (月) 13:30-14:40	物件所在地	立入調査、評価人帯同
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年4月21日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 分	所 在	東近江市今崎町字北條				地 番	380番1			
出 力 尺	縮尺不明	精 度 分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日					備 付 年月日 (原図)			補 記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大津地方法務局東近江出張所管轄)

令和7年4月8日

大津地方法務局

登記官

請求番号：6-1

(1/1)

6

A4判に縮小

公 用

登記年月日：平成21年7月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大津地方方法務局東近江出張所管轄)

令和7年4月8日

大津地方方法務局

登記官

請求番号：6-3

各階平面図

家屋番号 380番1の3

建物の所在 東近江市今崎町字北條380番地1

建物図面

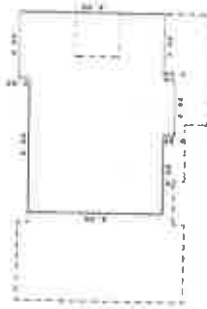
1 階



1階求積表

3.56 x 0.50=	1.7800
3.06 x 1.50=	4.5900
13.06 x 2.06=	26.9036
11.06 x 1.94=	21.4564
13.06 x 2.56=	33.4336
3.56 x 0.50=	1.7800
7.56 x 0.50=	3.7800
5.06 x 1.00=	5.0600
合計	5.7236
床面積	5.7236㎡

2 階



2階求積表

3.06 x 0.50=	1.5300
9.06 x 6.06=	54.9036
2.56 x 0.50=	1.2800
合計	67.7136
床面積	67.7136㎡

380



380

作製者

年 7 月 9 日(作製)

縮尺 1/250

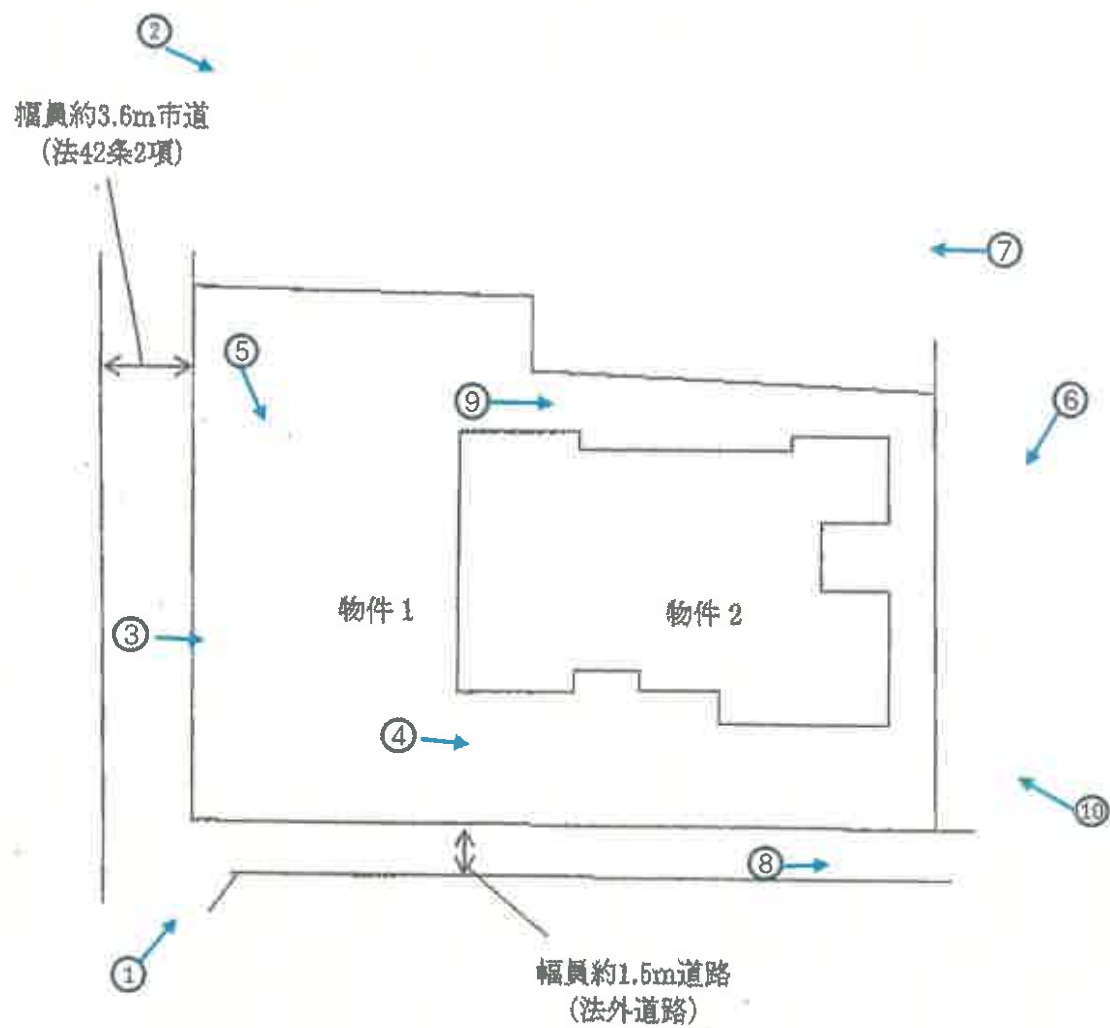
申請人

縮尺

1/500

A4判に縮小

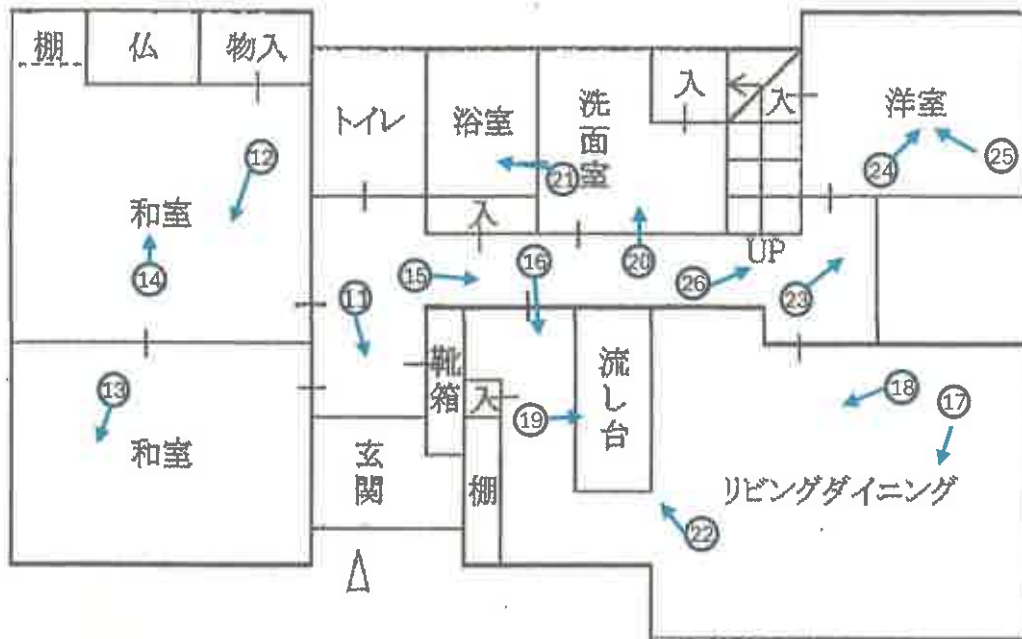
土地建物位置関係図



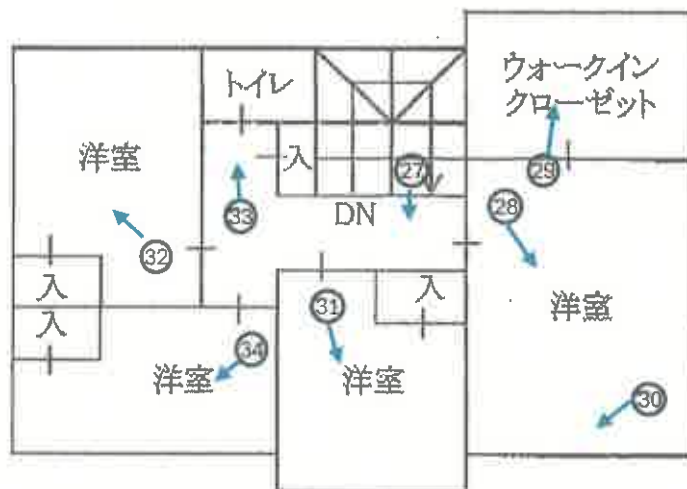
写真撮影方向

建物間取図(概略)

1階



2階



写真撮影方向



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34

令和 7 年 《ケ》 第 10号
令和 7 年 4 月 2 1 日 現 地 調 査
令和 7 年 4 月 2 3 日 評 価

大津地方裁判所彦根支部 御中

評 価 書

〈土地・建物用〉

評価人 不動産鑑定士

高 橋 靖 展

第1 評価額

一括価格	
金 11,730,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 1,670,000 円
物件2（建物）	金 10,060,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地番 地積	「物件目録記載のとおり」	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	
番号	特 記 事 項		
1	【土地】 ①地積測量図はない。現地において、建物図面や建築計画概要書添付図面を参考とし、本件敷地範囲を概測したところ、現地概測数量は、登記数量より約10%程度小さかった。また、建築計画概要書には敷地面積326.19㎡と記載されている。 なお、北側に一カ所境界杭が存するほかは、さしたる境界を示すものを確認することができず、特に東側は本件外土地と一体的になっていること、南側通路との境界も判然としないこと等から、正確には、隣地境界確定のうえ、測量等することが必須である。 ②買受人におかれては、上記、登記面積より現況面積が小さい可能性があることに留意されたい。なお、本件評価において採用する土地数量は登記面積とし、登記面積が小さい可能性がある要因については、土地の個別的要因において考慮する。		
2			

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條 |
| | 地 番 | 380番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 366.94平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東近江市今崎町字北條380番地1 |
| | 家屋 番号 | 380番1の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造かわらぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 95.72平方メートル
2階 57.71平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件 1)

位 置 ・ 交 通	近江鉄道 線「八日市」駅の 南 方 ・ 道路距離 約 2,100 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	戸建住宅が建ち並ぶ既成住宅地域。付近の道路の幅員、系統・連続性はやや劣る。周辺に商業施設が存し、利便性の程度は普通。今後、格別の変動要因はないので当分の間現状を維持するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 指定なし 70 % 200 % ない 景観計画区域(田園ゾーン)、屋外広告物規制区域(第3種地域)、都市計画法第34条11号区域
画 地 条 件	規模 366.94 m ² (公簿) 間口 15.0m、 奥行 22.0m、 やや不整形地 画地規模は地域内の標準的画地と比較して標準的。	
接 面 道 路 の 状 況	北西側:幅員約3.6m舗装市道御代参街道2号線(法42-2項道路)に概ね等高に 接面。 南西側:幅員約1.5m簡易舗装道路(法外道路)に概ね等高に接面。	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	前面道路に本管あり なし 前面道路に本管あり
土 壌 汚 染 等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 昭和54年、平成元年及び平成11年の住宅地図では住宅敷地となっている。 本件土地にかかる土地閉鎖登記簿及び現在事項証明書によると、所有者について、昭和51年に相続により現所有者名義となる以前も個人名義であった。なお、閉鎖登記簿によっても、地目は宅地のままであった。	
特 記 事 項	①本件土地は、市街化調整区域内にあって、都市計画法第34条11号区域内に存する。東近江市担当課での確認によれば、建物再建築について、戸建住宅であれば、一定の条件のもと、再建築は可能である、とのことであった。 ②南西側道路については、公図上、無番地部分と推認されるアスファルト舗装されている部分の幅(約1.5m)をもって道路幅員とした。 ③北西側道路について、建物再建築に際して、セットバック(道路後退)を要す。	

(注)供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況

(物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成21年7月5日 新築 経 過 年 数 ： 16 年 経済的残存耐用年数： 19 年
仕 様	構 造 ：軽量鉄骨造 屋 根 ：かわらぶき 外 壁 ：サイディング 内 壁 ：ビニールクロス貼ほか 天 井 ：ビニールクロス貼ほか 床 ：フローリング、畳ほか 設 備 ：電気、ガス(プロパンと推定される)、給排水等 そ の 他 ：特別なものはない
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：（附属資料 建物間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	①リビングの内壁に剥がれ等の損傷が認めらるほかは、概ね経年相応の劣化である。 ②ソーラーあり。なお、稼働の有無については、確認することができなかった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,300	0.87	366.94	0.95	4,640,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 東近江(県) =19

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $14,100\text{円}/\text{㎡} \times 99/100 \times 100/100 \times 100/91 = 15,300\text{円}/\text{㎡}$

◇時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 標準的

◇地 域 格 差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/101 \times 100/90 \times 100/100 = 100/91$

イ 個 別 格 差 : やや不整形 0.98 土地面積 0.90 セットバックを要す (相乗積 87/100)
 0.99 角地 1.00

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 の 価 格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	153.43	0.54	14,910,000

ウ 現価率

(物件2 主たる建物)

経過年数 16 年、経済的残存耐用年数 19 年、残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率={残価率 5% + (1- 0.05) × [経済的残存耐用年数/(経済的残存耐用年数+経過年数)]} × (1-観察減価 0.05) = 0.54

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	4,640,000	0.40	法定地上権	1,860,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
1	4,640,000	-1,860,000		1.00	0.60	1.00	1,670,000
2	14,910,000	+1,860,000	1.00	1.00	0.60	1.00	10,060,000
一 括 価 格(合計)							11,730,000

ウ 占有減価修正 ： 本件の場合不要

エ 市場性修正 ： 本件の場合不要

オ 競売市場修正 ： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価調査価格【東近江(県)－19】

所 在： 東近江市建部北町字市道286番1外

価 格： 14,100 円/㎡

位 置： 近江鉄道 線「 八日市 」駅の 北東 方・道路距離約 1,800 m

価 格 時 点： 令和6年7月1日

地 積： 548 ㎡

供給処理施設： 水道、下水

接 面 街 路： 南東側3m市道

用 途 指 定 等： 市街化調整区域 (建ぺい率70%、容積率200%)

防火地域の指定無

地 域 の 概 要： 一般住宅、農家住宅が混在する古くからの住宅地域

第7 附属資料

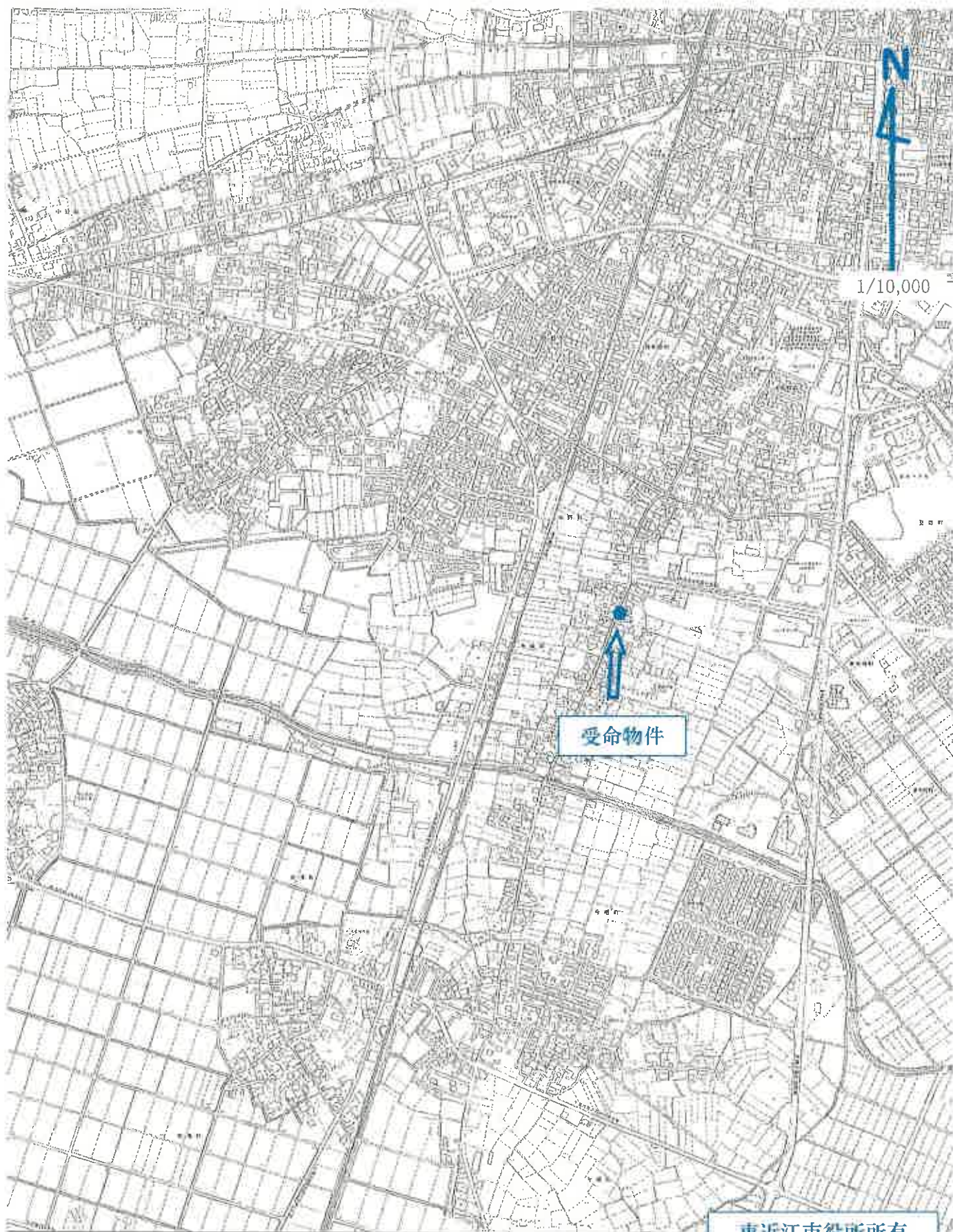
- 1 受 命 物 件 の 位 置 図
- 2 受 命 物 件 附 近 の 状 況 図
- 3 公 図 写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建 物 間 取 図
- 7 写 真 撮 影 位 置 図
- 8 現 況 写 真

固定資産税評価額(令和6年度)

物件1 : 3,990,472 円

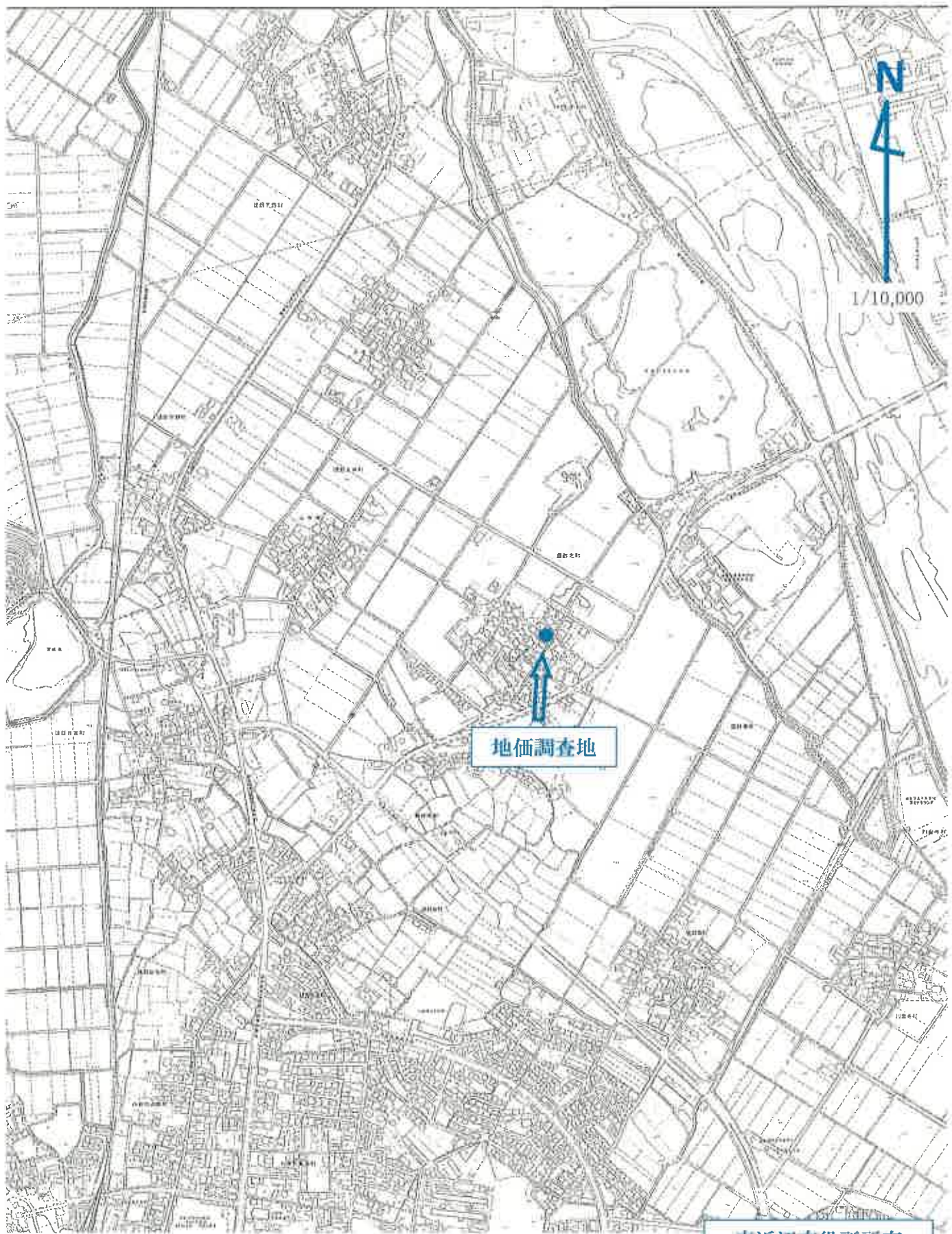
物件2 : 8,339,196 円

以 上



東近江市役所所有
縮尺1/10,000 白地図

附属資料①
受命物件の位置図



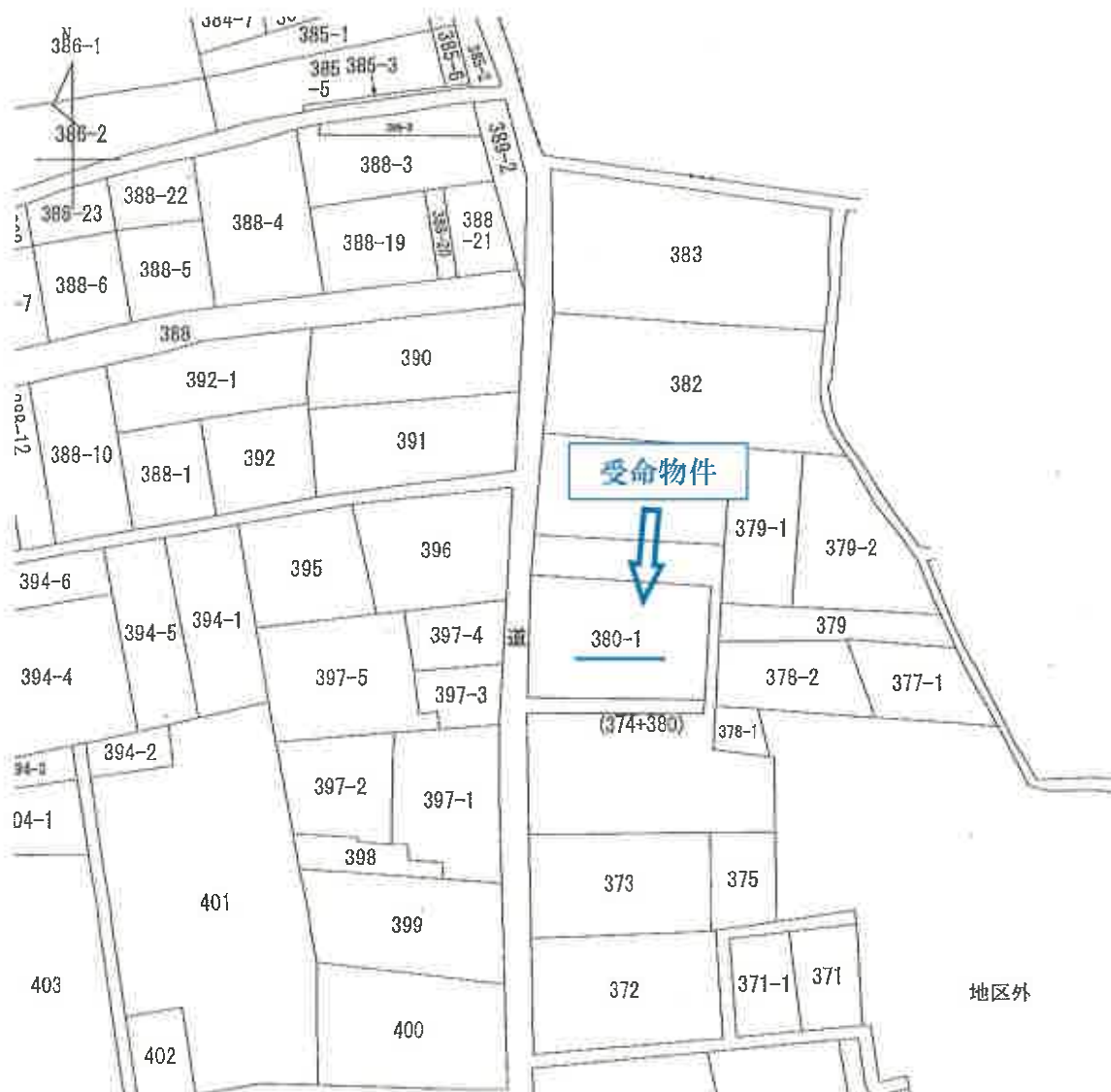
東近江市役所所有
縮尺1/10,000 白地図

附属資料①
受命物件の位置図



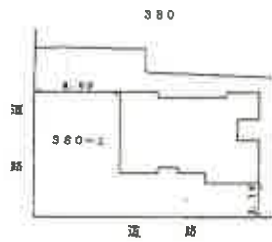
東近江市役所所有
縮尺1/2,500 白地図

附属資料②
受命物件付近の状況図



縮尺不明
A3をA4に縮小

附属資料③
公図写



縮尺1/500
A3をA4に縮小

1 階



1 階求積表

3.56	x	0.50	=	1.7800
3.06	x	0.50	=	1.5300
13.06	x	2.06	=	26.9036
11.06	x	1.94	=	21.4564
13.06	x	2.56	=	33.4336
3.56	x	0.50	=	1.7800
7.56	x	0.50	=	3.7800
6.06	x	1.00	=	6.0600
合 計				95.7236
床面積				95.72㎡

2 階



2 階求積表

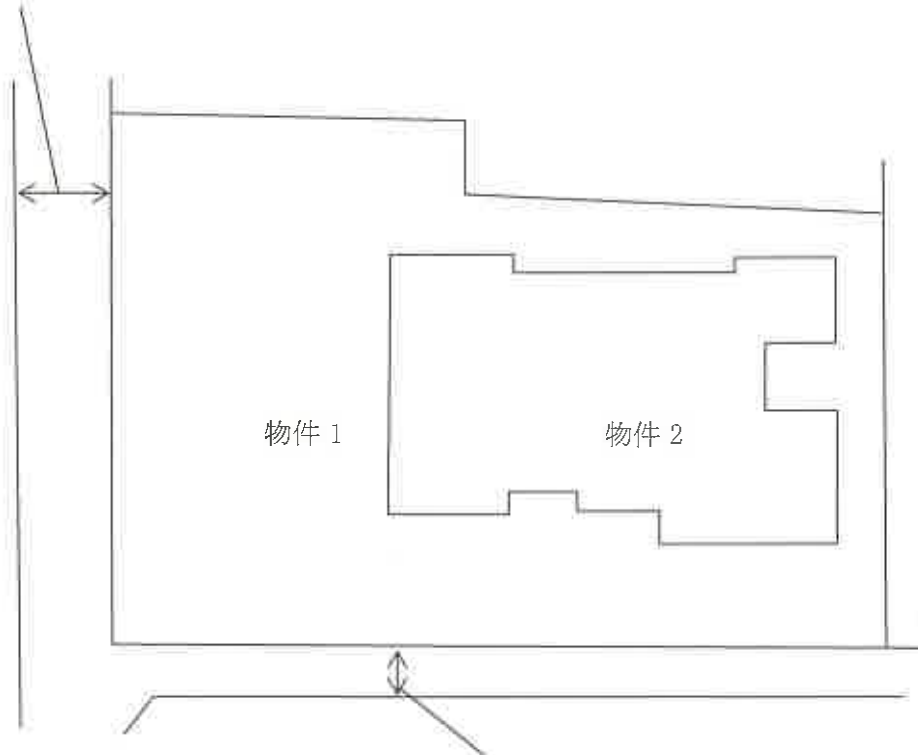
3.06	x	0.50	=	1.5300
9.06	x	6.06	=	54.9036
2.55	x	0.50	=	1.2800
合 計				57.7136
床面積				57.71㎡

縮尺1/250
A3をA4に縮小

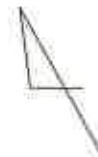
附属資料④
建物図面・
各階平面図写

土地建物位置関係図

幅員約3.6m市道
(法42条2項)



幅員約1.5m道路
(法4条)

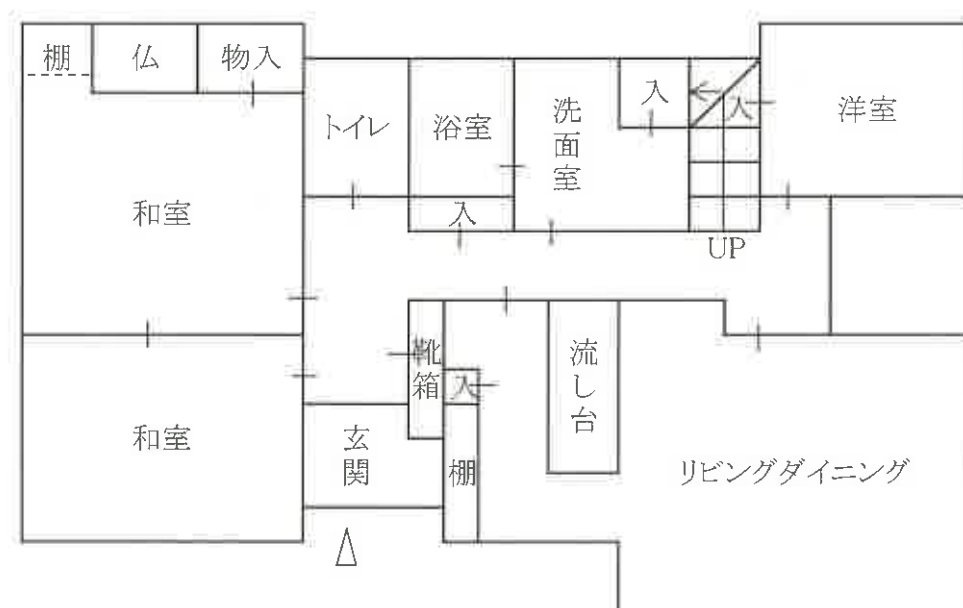


令和7年(ケ)第10号

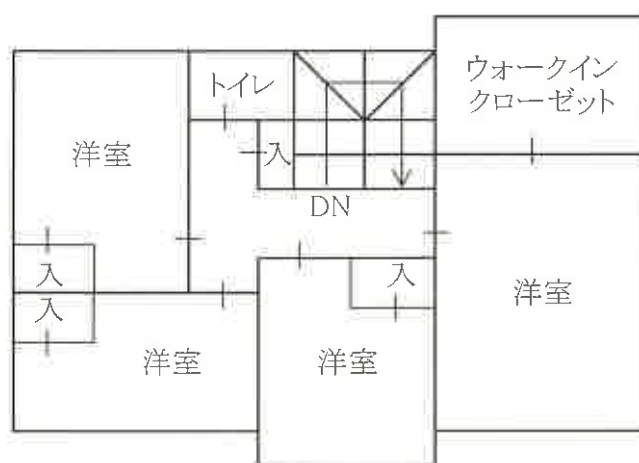
附属資料⑤
土地建物位置関係図

建 物 間 取 図 (概 略)

1階



2階



令和7年(ケ)第10号

附属資料⑥
建物間取図





1



2

附属資料⑧
現況写真



3



4

附屬資料 8
現況写真